

◎恵庭市まちづくり基本条例に基づく主な取組み状況（第3回会議後）

○:課題なし(概ねできている)
 △:条文の改正は必要ないが、
 運用の取扱いが必要
 □:条例改正が必要

資料 19

恵庭市まちづくり基本条例	対応課	主な取組み（平成30年2月調査時点）	現 状（課題）	市民検討委員会の意見	今後の方向性 ⇒対応
【前文】					
<p>私たちは、澄んだ空気・きれいな水・美しい緑・広がる田園風景・豊かな食資源、そして交通の利便性、きめ細かな子育て支援・行き届いた読書環境・活発な文化・スポーツ活動など「恵まれた庭」の住みよい環境の中で、「ふるさとに誇りを持つ子どもたちを健やかに育てたい」「誰もが健康で安心して暮らしたい」「仲間がいて生きがいのある暮らしをしたい」と願っています。</p> <p>そのためには、市民と市民がつながり、市民と行政がつながり、それぞれが果たすべき役割と責任を理解して、市民の手で花のまちを創ったように、自分のできることから積極的に取り組む活動を続けることが必要です。</p> <p>私たちは、恵庭市民憲章の精神のもと、「花・水・緑 人が支え合う 生活都市 えにわ」が持続的に発展するよう、ここに恵庭市まちづくり基本条例を制定します。</p>	企画課	<p>◆第5期恵庭市総合計画（平成28年度-平成37年度）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・将来都市像「花・水・緑 人がつながり 夢ふくらむまち えにわ」 ・まちづくりの視点「時代に沿った地域運営」「暮らしの安全安心」「次世代へつなぐ自然環境」「人と人とのつながり」「情報発信・魅力PR」 ・基本目標「Ⅰ市民による市民のためのまち」「Ⅱ誰もが安全安心に暮らせるまち」「Ⅲ希望と活力に満ちたまち」「Ⅳ人が育ち文化育むまち」「Ⅴ地域資源・都市基盤を活かすまち」 	<ul style="list-style-type: none"> ・現総合計画においても条例に基づき策定している。 		
第1章 総則					
（目的）					
<p>第1条 この条例は、恵庭市のまちづくりにおける市民、議会、市長をはじめとする執行機関とその職員の役割、権利及び責務を明らかにし、協働のまちづくりに関する基本的事項を定めることにより、市民自治によるまちづくりの実現を図ることを目的とします。</p>	企画課	<p>◆まちづくり基本条例の周知の取組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市広報誌 平成25年6月号／平成25年12月号／平成26年7月号／平成27年8月号 ・地区説明会（素案について） 平成25年 4回 参加70名 ・出前講座 平成25～26年 4回 参加114名 ・ホームページ 条例施行に合わせて全5回連載（「えにわの目玉」にリンク） ・パンフレット①（条例策定時） 町内会へ回覧（1709件）／公共施設の設置（700部） ／ポスター掲示公共施設9箇所 ・パンフレット②（条例策定後） 漫画を活用したより分かりやすい周知（33箇所 700部） ・庁内周知 条例説明会（平成25年12月）／第11条職員の責務揭示（平成26年1月）／新人職員研修（毎年度） ・中学校土曜授業 柏陽中学校2年生を対象に実施（平成30年2月） 今後も小・中学校のふるさと教育と連携し取組みを進める予定 	<ul style="list-style-type: none"> ・認知度～市民アンケート 55%（平成26年度末） 		

恵庭市まちづくり基本条例	対応課	主な取組み（平成30年2月調査時点）	現 状（課題）	市民検討委員会の意見	今後の方向性 ⇒対応
（定義）					
第2条 この条例で用いる用語の意味は、次のとおりとします。		定義のため検証対象外	—		
(1) 市民 市内に住所を有する人、市内に通勤又は通学する人及び市内で活動する法人や団体又は個人をいいます。			—		
(2) 市 市長及び執行機関（教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいいます。）をいいます。			—		
(3) まちづくり 施設整備ばかりでなく、愛情と温もりのある家庭、市民団体の自由活発な活動や町内会活動など地域における思いやりや支え合い、家庭や学校と地域が一体となった子育てなど、市民が快適で幸せに暮らすためのすべての活動をいいます。			—		
(4) 協働 市民、議会、市などのまちづくりに関わるすべての人が、それぞれ対等の立場で協力し、責任を担い、共に考え、行動することをいいます。			—		
(5) 参画 参加するだけでなく、方針の決定や企画に関わるなど、活動に主体的に加わることをいいます。			—		
(6) コミュニティ 町内会などの地域コミュニティをはじめとする生活の場である地域社会を構成する人々の集まりや、共通の目的や関心によって結びついた人々の集まりをいいます。	—				
（条例の位置づけ）					
第3条 この条例は、本市におけるまちづくりの基本であり、まちづくりの推進に当たっては、この条例の趣旨を最大限尊重しなければなりません。		条例の位置づけのため検証対象外	—		
（まちづくりの基本原則）					
第4条 まちづくりは、市民、議会及び市が協働して行います。		基本原則のため検証対象外	—		
2 市民がまちづくりに参画する機会は、平等に保障されます。			—		
3 まちづくりに関する情報は、市民、議会及び市が共有します。			—		

恵庭市まちづくり基本条例	対応課	主な取組み（平成30年2月調査時点）	現 状（課題）	市民検討委員会の意見	今後の方向性 ⇒対応
第2章 市民					
（市民の権利）					
第5条 市民は、それぞれの自由な意思により、まちづくりに参画する権利を有します。		権利を定めた条文のため検証対象外	—		
2 市民は、市が保有する情報を知る権利を有します。			—		
（市民の役割）					
第6条 市民は、互いに尊重し合い、協力してまちづくりに参加するよう努めるものとします。		役割を定めた条文のため検証対象外	—		
第3章 議会及び議員					
（議会の役割と責務）					
第7条 議会は、市の重要事項の意思決定を行うとともに、市の事務の執行を監視し、けん制する役割を担います。	議会事務局	◆恵庭産のビール等による乾杯を推進する条例（平成29年4月1日） 恵庭産のビール等による乾杯を通して市民が元気で暮らすことを願い、食文化に親しむ機会を増やすとともに、郷土愛の醸成、人のつながりを深め、地域の活性化を図る。 ・市民からの陳情を受け、その陳情を議会が議決したことに基づき、陳情者の願意を取り入れた条例を制定。 ・市内3地区（恵庭・恵み野・島松）で市民意見交換会を開催。（参加62名） ・条例制定を考えるセミナーを開催（参加110名） ※この他「恵庭市スポーツ振興まちづくり条例」（平成26年11月26日）を制定	・策定した条例においては、市の役割、事業者の役割、市民の協力を規程している。	・近年で2件の議員提案条例が制定され活発な活動が伺える（道内で6件） ・「恵庭産」の製品化に期待したい	
2 議会は、まちづくりの課題について調査研究を進め、政策形成及び立案機能の充実強化に努めなければなりません。					
3 議会は、市民意見の把握と議会情報の提供による情報の共有を進め、市民の意思を反映するよう努めるものとします。					
（議員の責務）					
第8条 議員は、市民の信託に応え、公正かつ誠実に職務を遂行しなければなりません。	議会事務局	◆行政視察 ・平成28年度 7市町村 ・主な調査内容 指定管理者制度導入の成功例（福岡県飯岡市） 運動に特化した子育て支援センター（静岡県藤枝市） 議会基本条例に伴う倫理条例等の制定について（静岡県藤枝市/埼玉県飯能市） など	・まちづくりの課題について調査研究を行い政策形成の研さんに努めている。	・結果や成果につながる形が重要 ・議会だけではなく行政全体に必要	
2 議員は、政策形成能力の研さんに努め、議会の意思決定に当たっては、議員としての倫理観と使命感を持って総合的な視点に立って判断しなければなりません。					◆他市からの行政視察 ・平成28年度 24市町村対応 ・主な調査内容 読書のまち恵庭市の推進について 生ごみの分別収集によるバイオガス化事業 など

恵庭市まちづくり基本条例	対応課	主な取組み（平成30年2月調査時点）	現 状（課題）	市民検討委員会の意見	今後の方向性 ⇒対応
第4章 市長、執行機関及び職員					
（市長の責務）					
<p>第9条 市長は、本市の代表として、恵庭の魅力を発信し、市民の信託に応え、公正かつ誠実に市政を執行しなければなりません。</p> <p>2 市長は、市政に関する自らの考えを市民に示すとともに、市民の意向の把握や市民との合意形成に努め、すべての市民のために市政を運営します。</p> <p>3 市長は、政策の形成に当たっては、市民が意見を述べる場、市民が協議する場や提言を行う場などを設け、市民が参画できるよう努めなければなりません。</p> <p>4 市長は、職員を指導監督し、行政課題に対処できる優れた人材の育成に努めるとともに、相互に連携できる効率的で効果的な組織運営を行わなければなりません。</p>	<p>・秘書課</p> <p>・商工労働課</p>	<p>◆市長公務日記 行事やイベント等の公務の様子について写真とともに市ホームページ上に掲載している。</p> <p>◆台湾でのトップセールス H27年度 地域活性化・地域住民生活等緊急支援のための交付金（地方創生先行型）充当事業。H28年度 地方創生加速化交付金事業。H29年度 地方創生推進交付金事業。 ・期待される効果～PR促進・恵庭ブランドのイメージ定着／市内滞在の高まり／質の高いニーズに沿った観光商品の開発⇒地域経済の活性化 ・（市長）「海外投資セミナーin台湾」（平成27年12月21日） ・（市長）台湾投資関連企業訪問（平成27年12月22日） ・（市長）桃園市（とうえんし）訪問（平成27年12月22日） ・（市長）台湾知日協会と恵庭日台親善協会との友好交流協定書の締結（平成28年11月7日） ・（市長）台湾・北海道「恵庭市」企業商機拡大セミナー及び商談会（平成28年11月8日） ・（市長）台北市政府及び市議会、台湾観光協会、民間企業等を訪問（平成28年11月9日） ・（副市長）日本・台湾交流協会高雄事務所、台湾貿易センター高雄事務所、高雄市政府等を訪問（平成29年1月16日） ・（副市長）「台湾高雄北海道投資誘致セミナー」、旅行商業同業会を訪問（平成29年1月17日） ・（教育長）「恵庭市教育・観光交流商談セミナーin台湾」（平成29年12月19日） ・（教育長）新北市立泰山高級中學、桃園市教育局を訪問（平成29年12月20日）</p>	<p>・PR不足による恵庭市の知名度の低さや、観光商品・地域特産品のバリエーションの少なさが課題である。現地でのPR活動や新規商品開発を取り組むことで、恵庭市のブランドイメージを国内外に発信し、交流人口の増加、地域活性化に努めている。</p>		
（執行機関の責務）					
<p>第10条 執行機関は、その職務権限に基づき、自らの責任において所管する事務を公正かつ誠実に管理し、執行しなければなりません。</p>		<p>理念的なもののため検証対象外</p>	<p>—</p>		

恵庭市まちづくり基本条例	対応課	主な取組み（平成30年2月調査時点）	現 状（課題）	市民検討委員会の意見	今後の方向性 ⇒対応
<p>（職員の責務）</p> <p>第11条 職員は、市民と共に考え、市民の気持ちに共感し、市民の視点に立って公正かつ誠実に職務を遂行しなければなりません。</p> <p>2 職員は、職務の遂行に必要な技術や能力が向上するよう自己研さんに努め、管理職員は、その所属する職員を指導し、育成に努めなければなりません。</p> <p>3 職員は、まちづくりに関する専門的な知識及び能力を十分に発揮し、自らも市民として積極的にまちづくりに参加するものとします。</p>	<p>職員課</p>	<p>◆職員研修の充実 市民とともに個性と魅力のあるまちづくりに必要な人材育成のため「恵庭市人材育成基本方針」に基づき職員研修を展開。</p> <p>○階層別研修 ・それぞれの階層に求められる「特に開発すべき能力」の育成 ・新規採用職員研修、3年目研修、5年目研修、10年目研修、JST基本コース研修 外</p> <p>○特別研修 ・社会情勢に即応した恵庭市独自研修 ・接遇・クレーム研修、コミュニケーション研修、コンプライアンス研修、女性職員リーダー研修 外</p> <p>○委託研修 ・他分野の職員とともに、知識・技能の付与と意欲の向上 ・北海道市町村研修センター、市町村アカデミー、札幌広域圏組合、日本経営協会、自治大学校 外</p> <p>○派遣研修 ・他の機関への派遣により幅広い視野、高度な専門知識を習得し広く職場へ還元 ・北海道派遣研修、姉妹都市派遣研修、その他機関・団体派遣研修 外</p>	<p>・職員の業務量・質ともに増加傾向であり、業務時間内での研修参加・派遣が難しい状況（市民サービスの多様化）</p> <p>・他分野の職員との交流等による知識・見聞の拡大の機会の減少が懸念される。</p> <p>・人事評価制度に関連付けた研修体系の見直しを行う。（人材育成停滞による市民サービスへの影響対策）</p> <p>・研修内容の充実を図り今まで以上に参加しやすい研修・業務への還元を図る。</p>	<p>・研修の効果は検証されているのか（特に外部講師）</p> <p>・学んだことを日常の業務にどう反映させるか管理者のフォローが必要</p> <p>・9条4項を踏まえて市長の考えにより研修を強化している面がある</p> <p>・トップの思いが伝われば変わってくるのではないかと</p> <p>【重点対象：職員研修】</p> <p>【資料：研修スケジュール、目的、カリキュラム、講師】⇒（第3回）資料13のとおり</p> <p>【資料：自主的グループ、活動内容】⇒資料13のとおり※詳細な活動内容は未掲載</p> <p>【資料：市長からの取組み】⇒未提供</p>	<p>今後の方向性</p> <p>・「評価」というよりも「目標の設定」において有意義なもの</p> <p>・評価後の面談が重要</p> <p>・一次評価、二次評価は適正さを確保するための仕組み</p>
	<p>職員課</p>	<p>◆人事評価制度の導入（本格実施平成27年4月） 単に勤務評定という側面だけにとらわれるのではなく、恵庭市の理念、ビジョンを確実に達成していくため業務目標を設定し、その達成のため創意工夫を凝らしながらPDCAサイクルによるマネジメントを行う。</p> <p>・目標達成過程を通じた人材育成とチャレンジ精神の高揚 ・業績を上げた職員に適切な処遇 ・組織パフォーマンスの向上とともに市民サービスの向上を図る</p> <p>・現在は昇任審査（主査・課長職）、勤勉手当（管理職のみ）反映</p>	<p>今後の反映</p> <p>・全ての昇任に関して ・管理職以外の勤勉手当 ・全職員の本俸 ・全職員の分限</p>		

恵庭市まちづくり基本条例	対応課	主な取組み（平成30年2月調査時点）	現 状（課題）	市民検討委員会の意見	今後の方向性 ⇒対応
第5章 協働のまちづくり					
(市民参加の推進)					
第12条 市は、まちづくりへの市民参加を推進し、市民がまちづくりに参加できる機会の充実に努めなければなりません。	<p>企画課</p> <p>企画課</p>	<p>◆市民参加度マニュアル（行政評価マニュアル） 「市民と市との協働の度合い・必要性」を定義し計画や事業の立案時に市民参加の手法を具体的にチェックし実施している。 ・計画策定、ハード事業、ソフト事業において各Ⅰ～Ⅳの階層区分 ・階層区分に基づく市民参加を実施。（ホームページ公表、アンケート実施、市民委員会設置など）</p> <p>◆アンケートの実施 ・市民意識調査 総合計画策定において活用。（H26 市民2000名対象 回答率44.5%） ・その他 まちづくりに関する転入者／まちづくり中学生／各計画策定／国際交流団体／その他各計画策定など</p>	<p>・マニュアル化したことにより通常業務の中で意識し適正に市民参加を実施している。</p>		
(協働のまちづくり)					
<p>第13条 まちづくりは、市民、議会及び市がそれぞれの責任と主体性によって、対等の立場で相互に理解し、信頼関係のもと協働して行います。</p> <p>2 市民、議会及び市は、市民が持つ豊かな社会経験、知識及び創造性を活用し、まちづくりを進めます。</p> <p>3 市民、議会及び市は、市民が自発的に市民活動に取り組むことができる環境づくりに努めます。</p>	<p>市民活動推進課</p> <p>市民活動推進課</p> <p>企画課</p>	<p>◆市民活動センター設置（平成28年4月） 地域課題に取り組む市民活動団体の自主性・主体的な活動を総合的に支援する拠点として設置。 ・運営：恵庭市市民活動センター運営協議会 ・利用件数 平成27年度 1,493件／平成28年度 3,453件／平成29年度 3,510件見込（平成30年2月現在） ・会議室利用 平成28年度 635件／平成29年度 883件見込（平成30年2月現在） ・会員数 約142団体・個人（H29.12.28現在）</p> <p>◆市民活動支援制度（まちづくりチャレンジ協働事業） 具体的な企画提案により実施する市民活動団体や学生が行う社会貢献事業に対し助成を行う。 ・交付金：1団体10万円（学生5万円）、2以上団体連携15万円を上限 ・平成27年度採択事業数：25件（一般18件、学生7件） ・平成28年度採択事業数：25件（一般20件、学生4件） ・平成29年度採択時行数：28件（一般23件、学生5件）</p> <p>◆まちづくり感謝状贈呈（平成23年～） 環境活動、地域活性化活動、文化活動その他の社会活動を通じてまちづくりに取り組む個人又は法人その他の団体に対し、市長が感謝状を贈呈する。 ・「まちづくり活動」～まちの美化活動及び清掃活動、地域の活気づくりの活動、青少年の育成活動、国際交流活動、文化活動 など ・贈呈 75件（平成28年11月時点） 個人28件 団体26件 企業21件</p>	<p>・現在、事務局は市が対応しているが官民協働を最終目標とすることから早期の独立性を確立する必要がある ・平成30年4月1日より「アルファコート緑と語らいの広場」に移転し、業務を開始。平成30年度中にNPO法人化を予定している。</p> <p>・申請件数は増加傾向 ・申請期間の関係から年度当初の事業に対応できていない。 ・事業期間3年が経過したことから、見直しを検討中。</p>	<p>・市民活動センター運営協議会のNPO法人化（市から独立）</p> <p>・行政から離れるのは難しいのではないかと</p> <p>【重点対象：市民活動センター】</p> <p>【資料：市民活動センターの経緯、運営状況、NPO法人化の進捗状況】⇒（第3回）資料14のとおり※運営状況の詳細は未掲載</p>	

恵庭市まちづくり基本条例	対応課	主な取組み（平成30年2月調査時点）	現 状（課題）	市民検討委員会の意見	今後の方向性 ⇒対応
	総務課 花と緑・観光課	◆男女共同参画基本計画 あらゆる分野における男女共同参画の啓発を進め、男女の社会的役割制定に伴う基本計画を策定。 ・5つの「めざす姿」 ①家庭のめざす姿／②学校のめざす姿／③職場のめざす姿／④地域のめざす姿／⑤市役所のめざす姿 ・恵庭市の男女が平等に暮らすために共に歩む条例 ◆えにわ花のまちづくりプラン（平成30年3月～平成40年2月） ・プランの目標「美しいまちで暮らそう」 ・2つのテーマ「美しい環境がある」、「美しい人々がいる」 ・9つのめざす形「公共施設は市民のいこいの場」、「街路を美しく、自然環境を保全する」、「花のまちづくりの拠点がある」、「すべての人にやさしい花のまち」、「市民が花と緑に親しんでいる」、「花と緑を通じた交流がさかん」、「市民に花のまちをmeざすことが浸透している」、「花と緑に詳しい人がいる」、「ボランティア活動が活発」	<ul style="list-style-type: none"> 目標達成のため5つのめざす姿を施策に入れ込み計画の実施を行う。 様々な機会での広報活動を行う。（情報誌発行、フェイスブック、ラジオ等） 市民アンケートやワークショップを実施し策定。市民、行政、団体、企業がそれぞれの立場で花のまちづくりを実践する指針。 		
(コミュニティ)					
<p>第14条 市民は、自由にコミュニティを形成し、活動することができます。</p> <p>2 市民、議会及び市は、コミュニティの自主性及び自立性を尊重します。</p> <p>3 市は、コミュニティと協働でまちづくりを進めるため、コミュニティの形成及び活動を積極的に支援するものとします。</p> <p>4 市は、まちづくりにおいて、地域コミュニティの果たす役割が特に重要であることを認識し、地域コミュニティとの協働を進めなければなりません。</p>	市民活動推進課 <ul style="list-style-type: none"> 市民活動推進課 建設部管理課 花と緑・観光課 基地防災課 市民活動推進課 基地防災課 市民活動推進課 	◆市民活動センター活動内容 ①情報収集・発信／②相談・コーディネート機能／③活動支援機能／④調査・研究機能／⑤交流機能／⑥機器貸出 ◆町内会・自治会の主な活動（市内町内会・自治会数 62） ・地区清掃 ・交通安全指導 ・行事等の企画開催 ・花のまちづくりのための道路の植樹樹の除草・花植え ・自主防災組織 H26年度21団体／H27年度24団体／H28年度29団体／H29年度36団体 ◆町内会・自治会への支援 ・地域担当職員（恵庭地区、恵み野地区、島松地区）を配置。（平成28年度）～地域と行政をつなぎ、地域の課題解決のため地域活動に参加し支援。 ・自主防災組織の活動支援助成金 ・町内会・自治会への加入促進にかかる協定（市長連／宅建協会／市）～不動産分野と連携し、加入向上により住み良いまちづくりを推進。 ◆NPO法人 ・平成26年度11法人／平成27年度13法人／平成28年度14法人／平成29年度16法人（平成30年2月現在）	<ul style="list-style-type: none"> 従前からの取り組みに加え、条例制定後においては、市側の施策において地域担当職員の設置や多世代交流のための施設整備など様々な支援施策が実施されており、地縁による結びつきは前進していると見られる。 	<ul style="list-style-type: none"> 「地域担当職員」の展開 地域課題を解決するために行政と町内会、自治会との橋渡しができるか 市の職員が地域に出て状況を把握するのは良い取組み 【重点対象：地域担当職員】 【資料：制度の主旨、活動状況】⇒（第3回）資料16のとおり コミュニティの形成について世代間の関わりが問題 仕組みをきちんと作らないとコミュニティにならない 町内会でどうするか真剣に考える時期 高齢化は知恵袋が増えるというプラスの面もある 高齢者が活躍できる場が必要 	

恵庭市まちづくり基本条例	対応課	主な取組み（平成30年2月調査時点）	現 状（課題）	市民検討委員会の意見	今後の方向性 ⇒対応
	企画課 子ども家庭課 社会教育課 まちづくり推進課	◆多文化共生事業 ・多文化共生のまちづくり委員会／職員研修／市民向けセミナー&ワークショップ／在住外国人へのヒアリング／日本語でおしゃべり会 ◆多世代交流のための環境整備 ・黄金ふれあいセンター（平成24年度）／かしわのもり（平成28年度）／緑と語らいの広場「えにあす」（平成29年度）整備	・黄金ふれあいセンター：地域住民等から構成される黄金ふれあいセンター運営協議会を毎年開催し、センターの運営について協議。 ・えにあす：緑と語らいの広場複合施設整備の事業者を選定するにあたり、地元町内会や商店街の方にも検討委員として参画していただき決定した。		
(市民意見の公募)					
第15条 市は、市民生活に直接影響を与える重要な政策の決定に当たっては、公聴会、市民説明会、パブリックコメントなど適切な意見公募の方法によって、事前に市民の意見を求めるものとします。	生活安全課 市民活動推進課 —	◆パブリックコメントの実施 政策形成過程における市民参加の機会を確保するため、計画策定や条例など（案）の段階で意見公募を実施し、多様な意見を反映するとともに、住民への説明責任、行政運営の透明性に努めている。 ・平成28年度 8意見／19案件（1案件につき1～2意見） ◆市民の広場の実施 市民生活に身近な行政運営をテーマに設定しワークショップ形式で実施。 ・平成27年度 「市民の足エコバスを考える」 4地区で開催 ・平成28年度 「除排雪を考える」 5地区で開催 ・平成29年度 「ごみについて考える」 4地区で開催 ◆市民説明会の実施 計画策定や重要施策の実施にあたっては各地区において説明会をおこなう。（市民参加マニュアルにおいて定義）	・意見募集期間を1ヶ月間とし、HPにて周知を行なっているものの、意見提出は低調である。 ・市民の広場の当該事業の運営の検討に活用している。 ・適正に実施されている。		
2 市は、市民から提出された意見を考慮して意思決定を行うとともに、提出された意見に対する考えを公表するものとします。	—	◆ホームページ掲載 パブリックコメントにより提出された意見および回答は市ホームページ上に掲載し公表している。	・適正に実施されている。		

恵庭市まちづくり基本条例	対応課	主な取組み（平成30年2月調査時点）	現 状（課題）	市民検討委員会の意見	今後の方向性 ⇒対応
（住民投票）					
<p>第16条 市長は、市政に関する重要な事項について住民の意思を直接確認するため、住民投票の実施に関する条例で定めるところにより、住民投票を行うことができます。</p> <p>2 市長及び市議会議員の選挙権を有する市民は、法令の定めるところにより、住民投票を実施するための条例の制定を市長に請求することができます。</p> <p>3 議会及び市は、住民投票の結果を尊重しなければなりません。</p>	—	実施歴なし。	<ul style="list-style-type: none"> ・住民投票が発生する事態になったときに条例を制定し、住民投票の実施を行なう。 		
第6章 情報の共有					
（情報の共有）					
<p>第17条 市民、議会及び市は、まちづくりに必要な情報を相互に共有します。</p> <p>2 市は、まちづくりに関する情報を適正に管理し、積極的に提供します。</p>	—	<p>◆各媒体・機会を活用した行政情報の提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広報誌／市ホームページ／フェイスブック／コミュニティFM／出前講座／パンフレット／記者会見 など <p>◆暮らしの便利手帳、えにわめぐりマップの作成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公共施設や各種手続き等の情報掲載。転入者に配布。 <p>◆えにわまちナビの開設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子育て施設や災害における避難場所等が検索可能。（H28開設） 		<ul style="list-style-type: none"> ・ホームページに掲載したから周知できているとは限らない、様々な取組みが必要 ・アクセス数の把握を活用できていない ・アクセス数は評価の指標となる <p>【資料：去年のホームページのアクセス数】⇒（第3回）資料14のとおり</p>	
（説明責任）					
<p>第18条 市は、まちづくりに関する情報を市民に分かりやすく説明しなければなりません。</p>	企画課	<p>◆わかりやすい情報提供の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・成果指標をもちいた具体的な結果説明 ・総合計画・総合戦略／事務事業評価 など 			
（情報公開）					
<p>第19条 議会及び市は、市民の市政に対する知る権利を保障するため、公文書の公開その他の情報公開を行います。</p>	総務課	<p>◆情報公開条例（平成6年12月28日制定）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・H26年度40件（公開28件、一部公開9件、取下げ3件） ・H27年度20件（公開12件、一部公開5件、取下げ3件） ・H28年度42件（公開21件、一部公開16件、不存在3件、取下げ3件） <p>※1件につき複数決定している案件があるため、請求件数と決定内容は一致しません。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・公開を求める者の権利を十分に尊重するとともに、開示・非開示の判断を的確に行う。 		
（個人情報の保護）					
<p>第20条 議会及び市は、個人の権利利益を保護するため、個人情報を適正に取り扱わなければなりません。</p>	総務課	<p>◆個人情報保護条例（平成9年3月19日制定）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・H26年度70件（公開69件、一部公開1件） ・H27年度65件（公開60件、一部公開3件、不存在1件、取下げ1件） ・H28年度74件（公開71件、一部公開3件、不存在1件） <p>※1件につき複数決定している案件があるため、請求件数と決定内容は一致しません。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・市民及び事業者の意識啓発に努める。 ・職務上知り得た個人情報をみだりに他人に知らせたり、不当な目的に使用しないように徹底する。 		

恵庭市まちづくり基本条例	対応課	主な取組み（平成30年2月調査時点）	現 状（課題）	市民検討委員会の意見	今後の方向性 ⇒対応
第7章 行政運営					
(総合計画)					
<p>第21条 市は、総合的かつ計画的な市政運営を図るため、基本構想及びこれを具体化するための計画（以下「総合計画」といいます。）を定めます。</p> <p>2 市は、基本構想の策定に当たっては、議会の議決を経なければなりません。</p> <p>3 市は、総合計画の策定に当たっては、市民の意見を反映させるため、関係する情報の提供に努めるとともに、広く市民の参加を求めるものとします。</p> <p>4 市は、総合計画で定めた目標の達成状況など進行状況を管理し、市民に分かりやすく公表しなければなりません。</p> <p>5 市は、財政計画など個別の計画を策定するときは、総合計画との整合性を確保するよう努めなければなりません。</p>	<p>企画課</p>	<p>◆<u>第5期恵庭市総合計画策定（平成28年3月策定）</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・将来都市像「花・水・緑 人がつながり 夢ふくらむまちえにわ」 ・まちづくりの視点「時代に沿った地域運営」「暮らしの安全安心」「次世代へつなぐ自然環境」「人と人とのつながり」「情報発信・魅力PR」 ・基本目標「Ⅰ市民による市民のためのまち」「Ⅱ誰もが安全安心に暮らせるまち」「Ⅲ希望と活力に満ちたまち」「Ⅳ人が育ち文化育むまち」「Ⅴ地域資源・都市基盤を活かすまち」 <p>平成27年第3回定例議会において議決</p> <p>第5期総合計画審議会(5回)、総合計画審議会政策調整審議会各部会(9回)、市民まちづくりワークショップ、シンポジウム開催</p> <p>ホームページにて総合計画の策定経過を随時HPに掲載し、最終として計画書を掲載</p> <p>各種計画は総合計画に合わせた、各事業の実施を行なっている</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・平成30年度当初に成果指標の達成状況把握のため、市民意識調査（アンケート調査）を実施し、31年からの2カ年の第2次実施計画の策定を予定。 	<ul style="list-style-type: none"> ・市民アンケートは施策に反映する根拠になることから、内容をよく検討することが大事（誘導尋問となる可能性もある） ・総合計画に合わせた各種個別計画の体系図（全体がわかるもの）があればよい⇒確認する（ただし、一目瞭然のものは現在ない） 	
(行政評価)					
<p>第22条 市は、効率的かつ効果的に事務を執行するため、行政評価を実施します。</p> <p>2 市は、行政評価の結果を市民に分かりやすく公表するとともに、行政運営に反映させなければなりません。</p>	<p>企画課</p>	<p>◆<u>行政評価マニュアルの策定（平成27年3月策定）</u></p> <p>市民との協働を推進しつつまちづくりの基本目標を実現するために、事前評価は事業の類型に応じた手法で市民参加を求めて行うことを標準化、事中・事後評価に相当する事務事業評価は庁内の内部評価と市民や識見者による外部評価を実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・行政評価のねらい <ul style="list-style-type: none"> ①成果重視の行政への転換／②市民への情報公開（説明責任）／③健全な財政運営に向けた事業の適正化／④職員の意識改革 ・評価実施 <ul style="list-style-type: none"> 平成26年度 40事業 / 平成27年度 20事業 / 平成28年度 85事業 評価実施（平成28年度は平成24～27年度に評価し改善・見直しとなった事業の再点検） <p>評価調書を評価結果とあわせホームページに掲載し、評価の経緯もHPに掲載を行なっている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・より戦略的な行財政運営を推進していくため行政評価マニュアルに忠実な評価を実施していく必要がある。 ・策定後間もないことから、今後はその成果を調査研究し行政評価マニュアルにおける評価システムをより熟練させていく必要がある。 ・平成29年度は「課及び職員提案」を実施し、提案採用について行政評価マニュアルの視点を活用し評価を実施した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・評価結果が「見直し」となっても市民生活に直接関わるものはすぐに実行できないものがある ・市民と意見を交わしながら進めていく必要がある ・行政評価の結果はホームページを参照 	

恵庭市まちづくり基本条例	対応課	主な取組み（平成30年2月調査時点）	現 状（課題）	市民検討委員会の意見	今後の方向性 ⇒対応
<p>（財政運営）</p> <p>第23条 市は、財政の状況を的確に把握し、中長期的な見通しに立った健全な財政運営に努めなければなりません。</p> <p>2 市長は、予算編成に当たっては、総合計画との整合性を確保し、行政評価の結果を踏まえ、財源の効率的かつ効果的な活用に努めなければなりません。</p> <p>3 市長は、予算及び決算並びに財政状況に関する情報を市民に分かりやすく公表しなければなりません。</p>	<p>財政課</p>	<p>◆中長期的な財政の見直し 将来を見据えた財政運営を行い、事業実施に必要な財源の確保を図っていくためには、常に中期的な収支状況を見通すことにより、必要な対応を行っていくことが重要であることから、毎年度、当該年度を含む向こう5年間の財政収支見直しを作成する。平成29年度は、10月に策定済。</p> <p>特に、市民に向けては「予算案の概要」や「わかりやすい決算」において、予算や決算を家計に置き換えるなど、分かりやすく伝えることに重点を置いて公表してきた。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 様々な市民ニーズへの対応や新たな施策に伴うランニングコストを考慮した予算の適正配分が必要。 継続して市民の理解が進むように工夫を凝らした公表に取り組む。 	<ul style="list-style-type: none"> 新しく政策的な事業を始めると翌年度以降、経常支出が構造上どんどん増えていく、そのため事務事業の見直しなどをして予算を確保する必要がある 中期財政収支見直しは行政評価（事務事業を見直し）の観点から重要となる 行政評価と同様に重要な項目であり、もう少し掘り下げて議論を深めたい 	
<p>（組織運営）</p> <p>第24条 市は、社会環境の変化や市民ニーズに的確に対応し、市民が利用しやすく機能的な組織の編成に努めなければなりません。</p> <p>2 市の組織は、相互に連携を緊密にし、迅速かつ柔軟に業務を遂行しなければなりません。</p>	<p>職員課</p>	<p>◆組織編成 各部のヒアリングを行い新規事業の有無や事業の委託化などを把握し、現有の職員で最大限の効果が発揮できるように組織編成を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> 今後の組織機構づくりの方針策定（平成27年度） 新規採用職員職場育成の手引き策定（平成27年度） 組織マネジメントの一層の強化を図るため当該所管課に参与職設置（平成28年度） 総務課と選挙管理委員会を統合し選挙事務の効率化（平成29年度） 	<p>臨時・非常勤職員の任用や処遇について、国は地方公務員法の改正を行い「会計年度任用職員」を創設した。平成32年度の導入に向けて、国の動向を注視しながら機能的組織作りのため、臨時・非常勤職員の整理を行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> なるべく職員を少なくしないといけな一方、良質な職場を提供することは公共団体の役目の一つと考える どこのまちも財政危機のときに職員採用を絞った影響が出ており職員の年齢構成には課題を抱えている 	
<p>（行政手続）</p> <p>第25条 市は、行政処分、行政指導及び届出に関する手続に関し、共通する事項を定めることによって、行政運営における公正を確保し、市民の権利利益の保護に努めなければなりません。</p>	<p>総務課</p>	<p>◆「行政手続事務の手引き」改定（平成27年3月） 関係法令等の改正があった場合に市で作成する手引きを改定。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 関係法令等の改正があった場合、市の例規を適正に反映させる。 関係法令等の改正に伴い「行政手続事務の手引き」を常に最新の状態にする。 対象案件が発生した場合、「行政手続事務の手引き」に基づき適正に処理する。 	<ul style="list-style-type: none"> 行政運営の公正さと市民の権利利益の保護を目的とし行政手続法に則って職員に周知している 	

恵庭市まちづくり基本条例	対応課	主な取組み（平成30年2月調査時点）	現 状（課題）	市民検討委員会の意見	今後の方向性 ⇒対応
<p>（出資団体等）</p> <p>第26条 市は、市が出資し、若しくは運営のための補助金を支出し、又は職員を派遣している法人その他の団体（以下「出資団体等」といいます。）に関する出資、補助及び職員派遣の状況を公表しなければなりません。</p> <p>2 市は、出資団体等及び指定管理者が行う市に関連する業務について、業務の目的が達成されているか検証するとともに、必要な指導及び助言を行います。</p>	<p>企画課</p> <p>学校給食センター</p> <p>財政課</p> <p>契約課</p>	<p>◆恵庭リサーチ・ビジネスパーク 恵庭市情報公開条例第18条に基づき、経営状況を説明する文書を情報公開コーナーに配備している。 ・設立期 昭和63年3月・出資期 昭和63年3月 ・例年6月末頃 定時株主総会にて事業報告および計算書類報告、その他議決事項を審議</p> <p>◆（一財）恵庭市学校給食センター協会 恵庭市の全額出資であり、法人ホームページ上で説明している。 ・設立 平成3年11月（一般財団法人認可平成25年4月）</p> <p>◆（一財）恵庭市振興公社 ホームページ上で公表している。 ・設立 昭和47年4月（一般財団法人認可平成25年4月）</p> <p>◆指定管理者 モニタリング（全10業者）、労働条件審査（隔年）（H29年3業者）を実施</p>	<p>・職員派遣についてはホームページ上で公表を行う。（職員課）</p> <p>・主に調理・配送及び給食センターの施設設備の維持管理を担っている。</p> <p>・適正に実施されている。</p>	<p>・出資団体はわかりづらい面があるので しっかり目を届かせたい</p>	
<p>（審議会等）</p> <p>第27条 市は、まちづくりへの市民参加を進めるため、審議会などの附属機関及びこれに類する協議会等の組織（以下「審議会等」といいます。）に公募の委員を加えるよう努めるとともに、男女の比率、他の審議会等との重複などを考慮し、幅広く市民が参画できるよう配慮しなければなりません。</p> <p>2 市は、審議会等が有効に機能するよう効率的で効果的な運営に努めるとともに、必要に応じて設置目的や役割などあり方の検討を行わなければなりません。</p>	<p>・総務課</p>	<p>◆附属機関等の設置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委員定数の2割以上を公募委員とするよう推進 ・女性の登用について高めるよう推進 ・H27委員総数 1077人 うち女性328人 うち公募34人 ・H28委員総数 1059人 うち女性291人 うち公募24人 ・H29委員総数 1118人 うち女性298人 うち公募23人 	<p>・若干であるが比率は減少傾向であるが、その年の取り組みにより異なるため、比率は維持されているものと思われる。</p>	<p>・専門的な知識が必要な一方で、市民の意見を反映できる仕組みとして、一定割合以上の公募委員を毎回確保してほしい</p> <p>・会議等の時間帯等を考慮すれば年齢層も豊かになると思う</p> <p>・市民にとっても様々な知識を得られて現状を把握できるいい機会となる</p>	

恵庭市まちづくり基本条例	対応課	主な取組み（平成30年2月調査時点）	現 状（課題）	市民検討委員会の意見	今後の方向性 ⇒対応
<p>（安全で安心なまちづくり）</p> <p>第28条 市は、市民が安全で安心して暮らすことができる地域社会を実現するため、防災や防犯、交通安全を推進し、地域における安全意識を高め、自主的な活動の促進及び生活環境の整備を図ります。</p> <p>2 市は、市民の生命、身体及び財産を保護するため、災害などに備えて危機管理体制を整備するとともに、災害に強いまちづくりを推進します。</p>	<p>基地防災課</p> <p>生活安全課</p>	<p>◆防災等危機管理体制の取り組み 自助・共助・公助の協働の仕組みづくりを進めるとともに、恵庭市地域防災計画に基づき、災害に備えた危機管理体制の整備と、災害に強いまちづくりを推進する。 ・地域自主防災組織の拡充／防災マスター研修会の実施／避難行動要支援者制度の推進／避難所運営マニュアルの作成／災害ボランティアセンター連絡会議の設置／民間との防災協定締結／総合防災訓練の実施</p> <p>◆防災意識の向上 ・防災ガイドブックの配布／防災学習会／出前講座 など</p> <p>◆防犯・交通安全への取り組み 基本理念を定め、推進体制を整備し、推進計画を策定し「安全で安心なまちづくり」を図る。 ・4期40日（春夏秋冬）の交通安全運動（セーフティコール、パトライト、自転車マナー啓発、その他各啓発）／交通安全教室／町内会交通主任普及員及び老人クラブ交通安全推進員の委嘱／特殊詐欺と思われる事案を認知した場合、HP及びメール配信サービス等を利用した注意喚起 など</p>	<p>・さまざまな媒体を通じて、市民に情報伝達を行うこととしているが、防災無線については、豪雨や暴風においてスピーカーによる情報伝達に限界があり、迅速かつ的確な情報伝達のあり方について検討する必要がある。</p> <p>・これまでの取り組みを続けるとともに、地域と行政が緊密に連携をとりながら、安全で安心なまちづくりを推進する。また、必要に応じ、国、道、他市町村、関係団体と連携を図る。</p>	<p>・恵庭は比較的災害が少ないまちだと言われているが災害は起こりえる</p> <p>・防災無線の課題対応に関しては安全、安心に関わることから担当課の説明を聞きたい 【基地防災課】</p> <p>・自分の安全のため市民サイドもスマートフォンを活用するなど最大限の努力をする必要がある</p> <p>・高齢者など、スマートフォンを使えない人はどうするか</p> <p>・様々なチャンネルが必要、スマートフォンのような移動端末的なものと、アナログな防災無線、近隣とネットワークを作るなど</p> <p>・「民間との防災協定締結」のことも含め担当課の説明を聞きたい 【基地防災課】</p>	
<p>第8章 国、北海道及び他の市町村との連携</p>					
<p>（国、北海道及び他の市町村との連携）</p> <p>第29条 市は、国及び北海道と相互に協力し、連携してまちづくりを進めます。</p> <p>2 市は、他の市町村と連携及び協力の関係を作り、共通する課題の解決を図ります。</p>	<p>—</p> <p>総務課</p> <p>企画課</p> <p>総務課</p>	<p>◆国、北海道及び他市との連携 各部門ごと必要に応じて連携を図りながら事業にあたっている。</p> <p>◆山口県和木町と姉妹都市締結（昭和54年7月10日） 相互理解を深め、豊かで住みよい地域社会をつくるために協力し、教育、文化、産業等の交流を行っている。</p> <p>◆NZティマル市と姉妹都市締結（平成20年2月13日） 中高生の相互交流派遣事業など実施している。</p> <p>◆静岡県藤枝市と友好都市締結（平成28年3月26日） 相互の理解と連携を深め、まちの発展を目指し、文化、スポーツ、教育、経済など幅広い分野における交流を行っている。</p>	<p>・姉妹都市等交流送信事業費補助金による市民交流の促進（総務課）</p> <p>・姉妹都市職員研修派遣による職員交流（総務課・職員課）</p> <p>・教育親善使節団訪問事業による児童・生徒交流（教育総務課）</p> <p>・その他の市民交流（山口県人会）</p> <p>・地方創生交付金を活用した農商工連携広域ネットワーク及び新商品開発（商工労働課）</p> <p>・姉妹都市等交流送信事業費補助金による市民交流の促進（総務課）</p> <p>・その他の交流（芸術文化祭、友好J A事業連携協定、体育協会）</p>	<p>・職員の研修派遣は知識などが得られて仕事にも生き方にもいい影響を与えていると思う</p> <p>・他のまちを見てくると、思わぬ発見があって知見が広がったりするので、幅広く事業を見るのは非常に有効である</p>	

恵庭市まちづくり基本条例	対応課	主な取組み（平成30年2月調査時点）	現 状（課題）	市民検討委員会の意見	今後の方向性 ⇒対応
第9章 条例の見直し					
(条例の見直し)					
第30条 市は、5年を超えない期間ごとに、この条例が社会情勢に適合しているものであるか検討を行い、その結果に基づいて必要な見直しを行うものとします。	企画課	平成28年12月に全課対象として「まちづくり基本条例に関連する施策の取組状況調査」を実施 平成29年11月に企画専門委員を設置し市民委員会検討にもなす事前協議を実施		<ul style="list-style-type: none"> ・条例で決めたことをどれだけ市が、それから我々が取組めるかというのが論点になる 	
2 市は、前項の検討及び見直しを行うに当たっては、市民が参画する委員会を設置し、市民の意見を聴かなければなりません。		平成30年4月に市民検討委員会の発足		<ul style="list-style-type: none"> ・改正ありきで議論するのではなく、実施状況を先ずしっかりと把握することが大切 	
3 市は、第1項の検討及び見直しの結果を市民に分かりやすく公表しなければなりません。				<ul style="list-style-type: none"> ・民間企業だと、コストと収益が金額でわかりやすいが、行政は無料サービス業であり費用での成果確認は難しい ・市民に満足度などを問いかけて、その結果で事業評価をして見直していくのが良いのではないか ・現在行っている市民アンケートの様式を用意する 	
附 則					
この条例は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日から施行します。 (平成25年規則第32号で平成26年1月1日から施行)					